

農地法第3条許可申請書の添付書類一覧

申請の条件

令和6年7月

- 1、年間150日以上農作業に従事していること
- 2、耕作に必要な農機具等を揃えていること

- ・3条許可申請書に下記の書類を添付し、毎月15日(15日が閏序日の場合は翌開序日)までに提出してください。
- ・翌月の6日頃を予定として開催する農業委員会の総会にて審議し問題がなければ許可書を交付します。
- ・農業委員会の標準処理期間は30日です。
- ・交付された許可書は法務局での移転登記に必要です。

添付書類

1~7以外に必要な書類を別途提出いただくことがあります。

必要書類		補足事項	必要枚数	取得(交付)場所
1	土地の全部事項証明書(登記簿謄本)	3ヶ月以内のもの	1部	法務局
2	公図(字図)	3ヶ月以内のもの	1部	
3	承諾書・印鑑証明	譲渡人が来られない場合	各1部	譲渡人
4	営農計画書	新規就農者の場合	1部	農業委員会
5	譲受人の住民票	市外在住の場合 (3ヶ月以内のもの)	1部	市役所市民課
6	耕作証明書	譲受人が市外で耕作している場合	1部	耕作地の市町村の農業委員会
7	法人の登記事項証明書または定款の写し	譲受人が法人の場合	1部	法務局・各法人

※全部事項証明書の住所と現住所が違う場合は「戸籍の附票」が必要です。

※印鑑証明を添付した場合、全ての書類に実印を押印してください。